

知事記者会見の概要

日 時：令和6年1月17日(水) 10:01～10:38

場 所：502会議室

出席記者：12名、テレビカメラ5台

1 記者会見の概要

広報広聴推進課長開会の後、代表・フリー質問があり、知事等が答えて閉会した。

2 質疑応答の項目

代表質問

- (1) 政務活動費訴訟について

フリー質問

- (1) 代表質問に関連して
- (2) 令和6年能登半島地震について

<幹事社：毎日・産経・YBC>

☆報告事項

知事

皆さん、おはようございます。今日は1月17日ということで、阪神淡路大震災が発災した日であります。6,434人がお亡くなりになった阪神淡路大震災から、本日で29年となりました。あらためて、いつどのような災害が来ても対応できるように、常日頃からの備えが重要であると感じているところであります。

そして、能登半島地震の発生から2週間以上経過しておりますが、交通網の寸断により、未だ被害の全貌が明らかになっておりません。この地震では、これまでに220人を超える方がお亡くなりになり、多くの被災した方、16,000人余りの方々が長期間の厳しい避難生活を余儀なくされております。あらためてお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

県では、被災地支援として特に被害の大きい石川県へDMAT8チームや、DPATといった医療チーム、また警察官や保健師などの様々な分野の職員の被災地派遣を行うとともに、物的支援として、飲料水や液体ミルク、毛布、ブルーシートなどの支援物資を提供しております。加えて、被災者の二次避難用として、県と市町村の公営住宅など335戸が提供可能である旨、申し出を行っているところです。

このうち、DMATにつきましては追加の要請に基づき、本日17日から2月5日まで、山形県DMATの中から1チーム5人程度なんですけども、6チームを石川県内で3日間ずつ交代で活動するべく、順次派遣いたします。新潟県へは、住家被害認定調査業務のため、14日から県40人及び市町村40人、併せまして応援職員総勢80人を今月末まで順次派遣しております。

また県では被災地への義援金につきまして、去る4日から、県庁や総合支庁、県立図書館、文翔館、やまぎん県民ホールに募金箱を設置しております。これに加え、本日から専用の銀行口座への振り込みによる義援金の受付を開始しております（補足：知事が口座番号等記載のフリップを提示する）。令和6年能登半島地震山形県義援金としております。今回は、県内地銀3行、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行ですけども、そのご協力もいただきまして、銀行窓口からの振込手数料を無料としております。そして、ATMやインターネットバンキングでの振り込みもご利用可能でございます。口座番号などの詳細は、県のホームページにも掲載しておりますので、多くの皆様から善意のご協力をよろしく願いいたします。募金箱まで来れない、そういう方もたくさんいらっしゃると思いますので、こういったことをこの度行うことといたしました。

県としましては、引き続き、被災地のニーズをしっかりと把握し、避難者へのきめ細かな支援のほか、復旧に向けた被災地支援に関係機関等と連携しながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

☆代表質問

記者

おはようございます。県政幹事社の産経新聞、柏崎と申します。お世話になります。

昨年の話になりまして恐縮なんですけど、市民オンブズマン（山形県会議）さんが提起された山形県議会議員の政務調査費についてお尋ねいたします。山形県は、昨年暮れに一部敗訴を受けて、仙台高裁に控訴されたというふうに伺っておりますけども、その前の一審敗訴のときに、一部敗訴なんですけど、吉村知事は、県の主張が認められなかったという部分において「事実誤認があった」と、「控訴審で正当性を改めて主張する」というのをお話されてたんですけども、知事が発表されたそのコメントが、私は県政（担当）をやっている（記者クラブの）中では長いかなと思うんですけど、知事としては珍しいコメントだったかなと思っております。それで、そのご見解を出されたときの理由としまして、「事実誤認がある」とおっしゃってたんですけど、どのあたりの事実誤認があるのか、お尋ねしたいと思って今日、質問させていただきました。

知事

はい、ではお答え申し上げます。

この度の山形地裁の判決は、平成 27 年支出の政務活動費に関して訴訟対象額約 2,200 万円のうち、約 125 万円について、使途基準に適合しないとの理由から、知事が関係議員等に対し返還請求するよう命じられたものであります。

全体としては、県の主張が概ね認められたんですけども、一部については、ご理解いただけなかったものと受け止めております。

県の主張が認められなかった部分につきましては、事実誤認もありますので、昨年 12 月 11 日に仙台高等裁判所に控訴したところであります。事実誤認の内容を含め、控訴審において改めて正当性を主張してまいります。

今、記者さんが、事実誤認とは何を指しているのかというご質問なんですけれども、判決内容を確認しましたところ、明らかに事実誤認と思われる部分がありました。それで、そのことを含め、あらためて正当性を主張するために控訴することとした次第でございます。ただその事実誤認の内容につきましては、現在係争中でありまして、控訴審で明らかにしてまいりたいと考えております。控訴審が始まりますと、内容もすぐお分かりになると思います。珍しいとおっしゃいましたけども、あまりないことなのかなと思っております。控訴審が始まりましたら、すぐお分かりいただける内容だというふうに思っておりますが、今ちょっと申し上げられないというところであります。

記者

というお言葉が出ることは想定してたんですけど、ただ、先ほど申し上げましたけど、知事のお言葉として事実誤認とおっしゃってたので、その事実誤認とはどういう点が事実誤認なの

かをお尋ねしたいのです。

だからその2,200万のうち125万円ですか、その125万円のうちの何点かが事実誤認だということだと思えるんですけども、たとえば、あのとき県議会議員の人が17人だったかな、対象者がいらっしまったと思うんですが、その一つひとつを聞くと大変なので今ここではお尋ねしませんけども、こういう支出については事実誤認があるという、つまり、山形県が政務調査費を決めてらっしゃる要項がございますよね、その辺を山形地裁さんのほうが理解してないってことだと思えるんですが、そういう意味でお尋ねしてるんですがいかがなものでしょうか。

知事

あのですね、一部の議員さんの内容についてなんです。それ以上申し上げられないんですけど。ですから、裁判所と県の考えが違うとかそういうことではなくて、本当にシンプルな事実誤認なんです。

記者

シンプルということは、こういったものに支出したということが間違ってるという、政務調査費に合わないっていう意味ではあるわけでしょう。違うんでしょうか。

知事

非常にこう、詳細のところまで申し上げられませんが、やっぱりその支出について事実誤認があったということです。支出の内容についてですね。

記者

その内容を伺っているのですが。

知事

そこまではちょっと、非常に、具体的に申し上げないとなかなかこう理解してもらえない、ただ、申し上げれば、もう「あ、これか」とすぐに分かる内容でありますので。

記者

ということは、単純にその山形地裁の裁判官たる人たちが、それを理解していなかったというふうにとれますけど、それでよろしいんですか。

知事

いや、そこまで私は断定はできないんですけども。本当に、珍しいことなのかな、というふうに思っています。

記者

珍しいというのは、その裁判官が理解していない、間違えたことが珍しいということなんですか。誤認されていることが珍しいことだとおっしゃっているのですか。

知事

いや、どなたがということは申し上げられないんですけど、やはり係争中でありますので、その内容についてはちょっとお待ちいただきたいというふうに思っています。裁判の中で控訴審で明らかにしていきたいと思っていますので、お待ちいただきたいと思います。

記者

そのお考えは理解する一方で、改めて申し上げてよろしいでしょうか。知事は記者会見というものを、あまり理解されていないように思うんですね。今控訴中の話はもちろんそうなのですが、知事が、ある判決が下りたことに対して事実誤認があるとまでおっしゃっているわけですよ。それは、山形県の姿勢なわけですよ。姿勢の考えなわけですよ。それを知事が代表して述べていらっしゃるわけですから、記者会見でそれを説明する義務もあると思うんですよ。私はそう思っているんですが、それでお尋ねしたわけなんですけれども。それを係争中だとおっしゃるならば、じゃあ、控訴される前だったらご説明されていたのかどうか、あるいはもうちょっと詳しくお話いただけたのかどうか、お尋ねしたいですね。

知事

そうですね。本当に裁判の係争中でなければ、できる限りのご説明を申し上げますけれども、やはり裁判という形態では、その中でしっかりと明らかにしていくものだというふうに考えていますので、記者の皆さんに説明しないというようなことではなくて、やっぱり裁判中のことであるということをご理解いただきたいと思っています。

記者

という答えがずっと続くんだと思いますけれども、ただ申し上げたいのは、先ほど申し上げたように、例えば4年間続いたコロナ会議をここでもよくやっていたけれども、その時いろいろ知事が議長としてご説明をされていて、医療統括監の人が県内の医療関係者にいろいろお話をされて、あと説明をされて、それを受けて県の決定を下されていましたよね。その場に僕も何度も行きましたけれども、そういうやり方は当然だと思いますし、かつまた、前の菅総理のときもですね、菅総理も説明があまり上手じゃないので、コロナの難しい内容もあったので、医療の担当の方が横にいらっちゃって、その方が代わって代弁されていましたけれども。

というように記者会見というのは、この山形県の場合は、私たち問うているのは、知事のお考えを問うているんですよ。それを例えば、こういう記者会見をされるときにレクチャーを受けて、先週か火曜日か月曜日か知りませんが、こんなことが想定質問来るだろうとい

うことで、知事はいろんな質問をご用意されてね、紙も用意されて、下を向いて読んだりしていますけれども、本当はそういうことを私たちは伺いたいわけじゃなくて、知事のガブっとしたね、方向性みたいなものを聞きたいんですよ。細かなことというのは、担当者に聞けば、例えば防災くらし安心部とかね、そういうところに聞くわけですから。知事はどういうふうを考えているのかなと、山形県はどういうふうを考えているのかなと聞くのが知事会見なんです。それをちょっとご理解いただきたいと思っていて、その事実誤認があるということだけでも、果たして何なのかなと。

先ほど説明で、少し説明いただきましたけれども、それを私は知事さんに対して申し上げたいと思うんですよ。記者会見というものはそういうものじゃないんですよ。ちゃんとご説明いただきたいということを改めて申し上げたいです。

知事

はい。できる限りの説明はいたしますけれども、これまで通り係争中のことに関しては、裁判の過程で明らかにしていきます、とずっと申し上げてきました。やはり、専門分野の方が担当してですね、しっかりとその良し悪しということを裁判所のほうで判定するという場所がありますので、やはり県は県としての主張をしっかり申し上げて、そして判断を仰ぎたいというふうに思っています。

記者

代理人に止められていると思うのですが、代理人の方は何という方ですか。いわゆる弁護士は。

知事

弁護士さんは、県のお願ひしている弁護士さんが。

記者

顧問弁護士の方ということですね。

県議会事務局次長

議会事務局の星と申します。弁護士さんは、伊藤三之弁護士になります。

記者

わかりました。じゃあ、これ以上言ってもあまり変わらないので、これはやめます。ありがとうございました。今日は終わります。

☆フリー質問

記者

山形新聞の鈴木です。よろしくお願いいたします。

すいません、1点だけ、産経（新聞）さんの質問のところで、知事のご回答で「あまりないこと、珍しいこと」とおっしゃいましたけれども、これは「事実誤認があるとして控訴することが珍しい、あまりないこと」なのか。それとも、知事がおっしゃったのは、その「一部議員さんの支出の中身があまりないこと、珍しいこと」とおっしゃったのか。そこだけちょっと確認させてください。

知事

そうですね。議員さん側にとっては、普通のと言いますかね、淡々と支出されたのかなと思うのですが、それに対して事実誤認があるということで県が控訴するのは珍しいのかなと。今まできて、そういうことは、私もちょっと記憶になかったものですから。

記者

はい、ありがとうございます。

別の件です。能登半島地震の件についてお伺いいたします。災害の犠牲者、死者の方の氏名の公表についてです。県は昨年10月に、災害発生時のガイドラインを改正して、安否不明者の氏名については、家族の同意なくても公表するというふうに変更されました。一方で、災害で所在不明となって死亡の疑いがある行方不明者・死者については、従来通り市町村が家族の同意を得られた場合に公表するとのことでした。

今回の災害でもですね、死者の情報というのは、個人情報の対象外であるわけですが、自治体が今回の地震でも、自治体がもっと積極的に死者の情報を公表すべきではないかという議論もあります。

知事に伺うのは、このような災害が起きないことはもちろん望ましいことなわけですが、災害が発生した場合、死者の氏名の公表については、積極的に行うべきか、やはり家族の同意を得てから行うべきか、どのように現時点ではお考えでしょうか。

知事

そうですね。本当にこれは、悩ましいところがあります。

もちろん、原則としては、ご家族の方のご了解を得て、というのが望ましいとは思いますが、ただその状況と言いますか、災害でありましたり、いろいろな状況がありますので、状況によっては公表するほうが望ましいという場合もあるのかなと思います。なかなか難しいところではあると思うのですが、ご家族のお気持ちはもちろん一番大事だと思っておりますが、社会的に見て非常に様々な影響とかですね、そのときの判断として、行政が公表に重きを置くという場合も有りうるというふうには思いますね。

でも、非常に難しいと思っています。コロナの時も大変難しいと感じました。知りたいという方々がいらっしゃる、そういう中ですね、ただやはり、プライバシーと言いますか、ご家族のお気持ちというものもありまして、そこを本当にか、せめぎ合いながらですね、1週間ごとに公表したというようなこともありました。

やはり、いろいろ知恵を使い工夫を凝らして、できる限りの情報をですね、公開するというようなことは大事であろうというふうに思っています。

記者

すいません、NHKの都倉と申します。よろしくお願いします。

先ほどの能登地震の関係で、公営住宅335戸確保されたということなんですけれども、対象地域とすると被災地域、石川だったりとか富山だったりとか新潟があると思うのですけれども、どこに対して門戸を広げるかということと、これまでに問い合わせだったりとか、そういうものがあつたのかということと、もしあれば、お伺いできればと思います。

知事

はい。問い合わせがあつたというのはちょっとお聞きをしております、まずはですね。そうですね、石川県だけでなく他のところも影響を受けたと思いますけれども、最初に念頭に浮かぶのはやはり石川県なのであります。住めなくなった方々がいらっしゃるということがやはり大きいと思っています。どこまで門戸を広げるかということまではちょっと、担当と話をしていないところであります。

記者

もし受け入れるということになればですね、有償なのか無償なのかとか、どういうふうな形で今考えていらっしゃいますか。

防災くらし安心部次長

防災くらし安心部でございます。二次避難先として提供を申し出している公舎のうち、県営住宅、あと県の職員などの公舎につきましては、基本的に無償提供ということ念頭に置いてございます。

記者

すみません、もう1点ありまして、今は公営住宅だということもあるのですけれども、県内でホテルだったりとか旅館の部分について確保を今進めているとか、そういうふうなものというのはあるのでしょうか。

知事

県内で二次避難として旅館・ホテルというようなことは、今、これはどうですか。私は進んでいるとは聞いていないですけれども、ただ、話し合いは始めているのかな。

防災くらし安心部次長

防災くらし安心部でございます。今、具体的に取りまとめ等を行ってはございませんけれども、旅館業の（山形県旅館ホテル生活）衛生同業組合さんのほうにですね、その調整などをお願いしているところでございます。

記者

すみません、最後に1点なのですけれども、なかなか二次避難が進まない状況にあるということが一部報道であります。今、山形県として公営住宅だったりというのを、335戸確保されているということなのですけれども、被災者に向けてですね、山形に来てもらいたいとか、こちらの生活のほう例えば心理的な負担が緩和されるとか、被災者に向けて二次避難が進むようなメッセージがもしあればお願いいたします。

知事

そうですね、本当に本県を始め全国でやはり応援しておりますし、受け入れもいつでもいたしますという、そういう気持ちで申し出を行っているところです。

ただ、例えば本県とゆかりのある、ご縁のある方でしたら本当に来やすいと思うのですけれども、まったく関連のない方にとっては選ばれないかもしれないというふうな思いも持っています。

たとえばご親戚がいたりですね、あと、お子さんが、お孫さんが、たとえば山形の大学に通っていらっしゃるとか、そういったことがおありになる場合には、本当にいつでも遠慮なく山形県で避難をされてですね、少しでも安心した気持ちで過ごしていただければなというふうに思っています。本当にいつでもおいでいただきたいというふうに思っています。

記者

朝日新聞の高橋と申します。また地震に関連して2点お伺いしたいと思います。

今回の地震では生存率が落ち込むとされる発災後72時間までにですね、幹線道路の寸断によって物資の輸送とか安否確認、救助作業が妨げられるという問題が生じました。同規模の地震が県内で起きた場合、同じような問題が生じると思われるかどうか、その理由と、また、それを防ぐための手立てみたいなのは何か必要かということについてお伺いしたいのですが。

知事

はい。災害というのは本当にいつ発生するかわかりませんし、どこで発生するかもわからない、いつでも起こりうるというふうに、私は考えながら取り組んでいくべきだというふうに思っています。

ただ、今回は本当にここまでいろいろ進むのが難しいものかという、最初の頃は居ても立っても居られないというような気持ちでありましたけれども、今も本当になぜこんなにも進まないものなのかなという気持ちであります。

ただ、実際にDMATで行ってきた医師の話もお聞きしましたりね、いろんな状況もお聞きしました。やはり半島であって、道路が非常に寸断されているという状況の中で、なかなか進まないという現状があるということを確認したわけなのですけれども、本県でもやっぱりそういうことは起こりうると思わなければいけないというふうに思っています。

どういう地域でどういうことが起こりうるのかということもね、やはり常に研究しておかなければいけないし、ただ、半島というあの形状は、やはり非常に一方的にしか進めないというのが非常に難しい形状なのかなというふうにも、本当に今回あらためて思いました。これまでそういった視点はなかったのですけれども、そういう場合はやはり海のほうからとかね、いろんな方向から取り組んでいくというようなことも大事であろうと思いますし、専門的な技術屋さんのお話を聞くと、ああいった橋の、橋が非常にぐっと盛り上がっているらしいんですけども、ああいうのはなかなか回復が難しいというような話も聞いたりですね、やはり専門的な見地の方々のお話をお聞きしながら対処できるような、そういったことを考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

一つにはやはり道路でありますね。1本しかない道路というのは県内にたくさんありますので、やはり代替道路というものは作り続けなければいけないと思っています。

そうやって孤立しないというような状況をできる限り作っていかなければいけない。あるいは孤立した場合にはどうするかといったこと、ヘリポートは取り掛かっておりますけれども、あとドローンをもっと活用できるようにとかですね、やはりいろいろな手段を駆使して、いざ災害になったらどういうふうに動くかということは常に研究をしていく、そして市町村と連携して検討していく取組みが大事だなというふうに思っています。

記者

最後、そういった地震に関係してですね、過疎地な上、高齢化率が50%前後あるような自治体ですね、被害が拡大しているのですけれども、こういう高齢化や人口減少でコミュニティの担い手が少なくなる中で、災害時の住民による共助の仕組みが困難になっていると思いますけれども、こういったものについて、県内で起きたと仮定した場合ですね、こういった対策が今後望まれるのかなというところを最後にお伺いします。

知事

そうですね、本当に本県でもそういう状況は起こりうるし、実際にですね、過疎地があります。高齢化も進んでいる、限界集落といった言葉もあるようにですね、本県内にもそういうところがたくさんあるというふうに認識をしております。

それで、どういう対策ということになりますけれども、一つには、やはり、一つ二つモデル地域はあるのですけれどもね、若者がやはりその高齢化しているところに戻ってきて、そしてその様々な地域社会を維持する上での様々な機能をですね、行政から受けて、そういった機能をそこで担っているというような集落もあります。そういったことは一つのモデル例かと思うのですけれども、あと、そういうことが難しい場合にはどうするかということについて、どういった広域連携とかできるのかといったことをですね、やはり災害を想定しながら考えていく必要があるなということを経験したところでは大変感じさせられたところです。

記者

河北新報の奥島です。よろしくお願いします。

1つ前の広域避難の関係でお伺いしたいのですが、今回の地震では地理的な距離の問題もあって、山形県にはどれくらいいらっしゃるかということだとは思っているのですが、東日本大震災では1万人以上の避難者を、原発事故も含めてですね、受け入れたと思います。

全国で受入れが始まる中で、そういった山形県のノウハウも少し蓄積されているのかなと思うのですが、たとえば当時苦勞した点ですとか、受け入れるに当たってどのような注意点があるのか、震災の教訓のような、もしアドバイスのようなものがあれば教えてください。

知事

そうですね、確かに東日本大震災のときは隣県からですね、隣県は複数ありますけれども、たくさんの方が避難されてきました。それはやっぱり地理的な事情で、やはり近いということがあったというふうに思います。今回はそんなに遠くもないけれども、近くもないということだと思っています。ただ、案外山形大学とかね、東北芸術工科大学とか、そういうところからお聞きすると、今回地震が大きかった4地域、4つの県あたりから来ている方々は結構いらっしゃる、ということは割合近いという関係にあるのだと思います。

ですから、できる限り受け入れ態勢というものをですね、作っていきたくて、また、そのあとは、復旧・復興の時にはやはり義援金というものも大事になりますので、そこも力を入れていきたくてというふうに思っているところです。

確かに様々なそのノウハウとおっしゃいましたけれども、現在も1,000人を超える方が避難されております。一旦避難されてからですと、寄り添いながらですね、お一人おひとりのお話をお聞きしながらということ、そういうノウハウはできているのですけれども、「ぜひこちらへいらしてください」というようなところのノウハウは、そういうところはあまり重ねてはなかったかなと。一旦いらした方にはとにかくできる限り県民同様、あるいはそれ以上

に、やはり一日も早い日常生活を取り戻されるようにですね、教育、学校でありますとか、様々なその分野で協力体制がしっかりできる県なのでありますけれども、本県にいらしてくださいというところのノウハウはそんなに蓄積してはいないかなというふうに思っています。ただ、本当にいつでもいらしていただいて、少しでも安心して暮らしていただける県ですというようなことは申し上げていきたいかなと思います。